
第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

平成29年9月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成29年9月7日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、一般質問、9月7日、2日目です。本日の通告者の紹介、おおよその時間を改めてお知らせしたいと思います。

通告順5番、議席番号6番、江田加代議員、午前9時から、通告順6番、議席番号3番、松本二三子議員、午前10時から、通告順7番、議席番号7番、橋井満義議員、午前11時15分から行います。

それでは、通告順に質問を許します。

通告5番、議席番号6番、江田加代議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。おはようございます。きょうは頭がすっきりしております。

通告要旨には、このたび2点について通告しました。通告要旨に沿って読み上げたいと思います。答弁のほど、よろしく願いいたします。

来年度の県一本化に向け、移行作業が現在進行中の国民健康保険制度について質問いたします。厚生労働省は、7月10日、国保の県一本化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知いたしました。第3回目の試算の特徴は、保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたことでもあります。国保新聞8月1日付には、四国ブロック会議で30年度には保険料の激変が生じないような検討を求めたと報じております。

以下の点について質問いたします。1点目、これ以上の負担増は加入者の暮らしを脅かす状況にまでなっています。制度移行による値上げにならない保険料の設定を求めます。

2点目、共同通信の調査で、アンケートに回答した1,572市町村のうち35%が国保料上昇と新聞報道されていました。本村の試算はどのようになっていますでしょうか。この新聞を見た住民からすぐ電話がかかってきました。よろしく願いいたします。

③子供の保険料、均等割ですが、軽減について検討されたのか。これは、国のほうに要望されていたと思います。

4点目、国保連携会議において、町村からどのような意見が出されているのか、よろしく願いします。

5点目、策定された国保運営方針は、村の被保険者にどのような影響があるのでしょうか。

6点目、保険者証を持たない無保険者の実態は把握されていますでしょうか。

7番目、子供の医療費の無料化のペナルティー廃止をめぐって全国的に議論されておりますが、村への影響額はどのくらいでしょうか。以上が、国保に関する質問です。

続いて、保育所保育指針の改定で、日吉津村の保育はどうなるのか質問いたします。

改定保育所保育指針が3月31日に告示され、1年間の周知期間を経て、来年30年度より実施されると言われております。以下の点について質問いたします。

1点目、改定された保育指針についての見解をお聞かせください。

2点目、改定保育指針は何を目指しているのか、保育の内容が変わるのでしょうか。

3点目、改定保育指針に関する研修会の開催状況をお聞きします。

4点目、これは、保育指針には関係ありませんが、育児休業中の保育所継続利用を望む保護者の声を聞きますが、利用実態はどのようになっていますでしょうか。

以上の点についてお聞かせください。村長の御答弁よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

まず1つ目は、値上げにならない国保料についてということで、これ以上の負担増は加入者の暮らしを脅かす状況にまでなっている、制度移行による値上げにならない保険料設定を求めるといふことでもありますけれども、30年度から国保の運営が都道府県化されるということございまして、保険料の医療費の給付水準が高いという我が村の状況、そして同様に加入者の被保険者の所得が高いと、加入者の所得が高いというようなこともあって、保険料が大幅に上がるであろうというふうに推察をしておりましたので、県が示される保険料率の設定はできるだけ早くお願いをしたいということをお願いをしてきたことと。

それから、急激な保険料負担は、到底到底今のその時点での保険料の上がるという想定からしますと、それから、我が村の国民健康保険の被保険者の方からいただいております保険料の総額と、それから一般会計から繰り入れをしております額とを合わせると大変な金額になるわけございまして、そこが保険料が引き上がるという想定がありましたので、なるべく早く保険料率を提示してほしいということをお願いしてきましたし、この制度のスタートに当たっては、被保険者の保険料の激変緩和が避けられないということで、これは、この2点については県に直接お願いをして

きたところでは、これは、市町村長の会議がありまして、そのことを早い時期からお願いといたしますか、そういう要請をしてきたところでもありますけれども、いまだにはっきりされないということですので、今、9月議会ですので、各市町村の標準保険料が示されるのがこれからということになると、予算的に、いわゆる市町村の国民健康保険の予算を編成する時期に来ておりますので、非常にえいやの世界になってしまうかなというふうに思っております。保険料を決めて、それから住民の皆さんに説明をするということになると、時間的には非常に余裕がないなということで、開会に当たっての諸般の報告でも申し上げましたように、これから予定をしております、まちの保健室で30年度からの国民健康保険の、特に保険料等の概要をお話をしていくかなというところで予定をしておるところであります。

そこで、多少ダブりますけれども、質問の本題に入りますと、保険料率の設定について、まず、保険者であります県で必要な医療給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの納付金の額を決定するというものでありまして、これからの給付費の上昇を見込んだものの給付費を想定をされるということのようであります。相当大的な額を見込まれるということでも伺っております。市町村ごとの納付金の額が決定してまいりますので、市町村はそれぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率はここで定め、保険料を賦課徴収をして、県に納付金として納めるということでもあります。

先ほども申し上げましたように、現段階で県からの算定結果がまだ示されておられませんけれども、納付金の額は各市町村の医療費水準と所得水準を反映させて算定されることから、県内市町村にあって医療費も所得も高い本村には、納付金の額が1人当たりにして平均よりも高くなることが予想をされております。そこで、被保険者の負担が著しく増加しないよう保険税の上昇を一定限度抑えるため、県内の一定ルールに基づく激変緩和が検討をされておりますけれども、いまだに具体的には示されないということで、激変緩和措置で心配しておりましたのは、激変緩和をしますと、その部分は、言ってみればマイナスが走ると保険料が取れないということになりますので、想定した保険料が取れないということですので、後年度に返していかないけんのかなという心配をしてございましたけれども、その後年度に関するところはどうもクリアするようですので、それは一定の激変緩和の措置が検討されておる中では、評価に値するなというふうに思っております。

それから、国のガイドラインでは制度改正後の一般会計からの赤字補填等のために、法定外繰り入れすることは解消すべきとの方向性が示されておりますので、諸般の報告でも申し上げましたけれども、本村は保険税の急激な上昇を抑えるために、検討して激変緩和措置が出されるわけ

でありますけれども、それとあわせて上昇を抑えるということから、今年度、29年度から国民健康保険事業勘定へ、一般会計から国保の基金への積み増しを考えていきたいというふうに思っておるところであります。これが1番目の保険料、これ以上上がらないということでもありますけれども、多少は上がっていかざるを得ない状況にあるということで御理解をいただきたいと思えます。激変緩和や、それから村としての、国では法定外の繰り入れは原則だめだよと言っておるところなども検討に加えて、取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、次に2番目の共同通信の調査で、アンケートに回答した1,572市町村のうち35%が国保料上昇と新聞報道をされております。本村の試算ではどうかということでもありますけれども、先ほども申し上げましたが、まだ県の試算が示されておられませんので、上昇が予想をされるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、次に3番目の子供の保険料の軽減について検討されたのかということと、国に要望されていたのではということでもあります。27年の5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しております。その中で、国民健康保険の財政基盤の強化などの措置が講じられておまして、子供にかかわる均等割保険料の軽減措置の導入が検討課題となったということでもあります。国民健康保険の均等割額は、加入者一人一人に均等にかかるもので、子供がふえると保険料の負担が重くなるという、上がってくると、均等割がふえるという仕組みであります。全国知事会などにおいては、国に対して子育て支援の観点から、国民健康保険における子供の均等割額については、ほかの医療制度との公平性を保つためにも軽減措置の導入が要望をされておりますので、その動向を注視をしているところでもあります。まさしくほかの医療保険とは違うということでもありますので、そこを同様にしてほしいなというふうに思うところでもあります。

それから、次の④番目から⑦番目までは、課長が県下の会議の中で議論をしたりしておる内容でありますので、福祉保健課長から答弁をいたします。

次に、2番目の保育所保育指針の改定で保育はということでございます。保育所保育指針は、昭和40年に保育における保育内容の基本原則として制定されております。保育所における保育の内容に関する事項とその他運営に関する事項が定められておりますけれども、保育所はこの基本原則に沿いながら、保育所の実情や地域性などに応じて創意工夫を図り、保育所の機能や資質の向上に努めてきたところでもありますけれども、今回の改定は、29年度に厚生労働省から告示がされておまして、平成30年の4月1日から施行される予定となっております、平成27年度から

子ども・子育て支援新制度が施行されたこと。それから、2番目が、0歳から2歳児を中心とした保育所利用児童数が、これは確実に我が村でも増加したこと。それから、残念でありますけども、児童虐待相談件数が増加していることなど、社会情勢の変化を受けて見直しが図られるものであります。改定保育指針の中で最も優先して理解しておきたい子供の発達については、同年齢の子供の均一的な発達の基準ではなくということであります。子供自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要であるというふうに考えております。

改定保育指針は何を目指しているのかという、②の質問であります。そこで保育の内容が変わるのかということでもあります。保育所保育指針の改定の方向性としては、乳児1歳児以上の3歳未満児の保育に関する記載の充実、ゼロ歳から3歳までということの保育の充実、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけと、幼児教育という新たな子ども・子育ての27年度から始まったところでの、保育所でこれまで求められていなかった幼児教育というものを、ここに組み込むというものであります。

それから、子供たちの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直しということでもありますし、4つ目が、保護者、家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、5番目が、職員の資質、専門性の向上、これは当然のことであるかなというふうなことが、大抵の方向性として取り上げられておまして、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿としては、健康な心と体が、1つ目、2番目が自立心、3つ目が協同性など、全10項目が掲げられておるところであります。

日吉津保育所では、子供一人一人を大切に、子供たちがこれからの社会を力強く豊かに生きていけるように発達を援助するよう保育理念に掲げ、自分で考えて行動できる子供を育てるを保育目標に保育をしているところでもあります。また、日吉津小学校との保小連携を推進をしているところでありまして、日吉津村就学前ジョイントプログラムを活用し、就学までに身につけておきたいことを、つながる、生きる、学ぶの3項目に分けて、生活や遊びを通して身につけさせているという状況であります。乳幼児期からの一貫した支援をつなげていくことで、子供たち、保護者が安心して学校生活を迎えられるよう幼児教育にも積極的に取り組んでいるところでもあります。

次に、3番目の改定保育指針に関する研修会の開催状況であります。これは、職員、保護者向けということでございまして、改定保育指針に関する研修会については、職員に対しては、県の西部保育協議会や県主催の研修会、そのほかさまざま呼びかけの研修会に参加をしております。

いう内容であります。今後も研修会の呼びかけに積極的に参加し、職員が共通認識するために、保育所内部での勉強会や各種指導計画等を見直すように予定をしているところであります。保護者の方々につきましては、入所式後の保護者が一堂に集まる場面や園便りを通じてお知らせをするよう予定をしておりますので、そのような取り組みをしていくということでもあります。

次に、④であります。育児休業中の保育所継続利用を望む保護者の声を聞く、利用実態はということでありまして、制度上はそこのところがちょっと心配になられるということがあるのかなということでも考えますけれども、我が村ではそれぞれの子育てをされる家庭の環境に応じて、柔軟に対応をしておるというふうに思っておりますけれども、27年度の子ども・子育て支援制度によって、保育を必要とする理由が拡充されております。仕事を求める活動中や就学等に加え、育児休業中で既に保育所を利用している子供さんがおられて、継続利用が必要であることなどが加えられております。継続利用が必要な場合とは、次年度に小学校入学を控えておられる5歳児など、子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合、また保護者の健康状態や子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合などが想定をされております。ということで、かなり拡充がされたというふうに思っておりますけれども、これに加えて、個々の事情によって育児休業中の継続利用の必要性を、村がさらに判断をする場合があるということでもありますので、継続利用の希望の方の御相談を受け付けながら実情を勘案し、継続して御利用をいただいておりますというのが実態でありますので、以上が、保育所保育指針の改定に関する答弁でありますけれども、本村では、地方創生総合戦略の大きな柱としております子育て支援の待機児童ゼロに向けて、全力で取り組んでまいるということで、待機児童ゼロもなかなか厳しいものがありますけれども、やっぱり地方創生の中で大きな村づくりの方向性としておりますので、全力で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、以上で、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。1番目の値上げにならない国保料に答弁をしていない部分については、担当課長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の一般質問、値上げにならない国保料の④以降の御質問にお答えをいたします。

④国保連携会議において、町村からどのような意見が出されているのかとの御質問ですが、国保連携会議とは、県と市町村との国民健康保険連携会議のことでありまして、市町村からは、国保の主管課長が出席をいたしております。あわせて国保連合会もメンバーとして参加をしております。その中で最も多く出されている意見としましては、先ほど村長の答弁の中でもありまし

た、市町村長からも言っているという内容と重複いたしますけれども、納付金等の算定に係るスケジュールに関してですが、県から市町村への確定係数による納付金の提示が来年1月中旬では遅過ぎると、その時期では新年度予算が組めない、もっと早くならないかという内容の意見が多いように感じております。そのほかには、激変緩和措置の具体案を早く示してもらわないと、来年度の保険料率を定めることができないですとか、保険料率の算定は現在県内全市町村が4方式でありますけれども、標準保険料率の算定は、資産割を除く3方式のシミュレーションを出してほしいといった意見が出されています。

次に、⑤策定された国保運営方針は、村の被保険者にどう影響するのかという御質問ですが、新制度においては、県が新たに県全体の財政運営の役割を担うほか、市町村においても資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされています。国保運営方針とは、県とその県内の市町村が一体となって、保険者の事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な運営の指針として定めるものであります。よって、本村もその運営方針に沿って国保運営を進めていくこととなります。

御質問の中に、策定されたとありますが、まだこれ策定はされておらず、国からの公費の入り方や額が示され、より精度の高い試算結果で、係数のあり方等を市町村と協議、決定してから県はこれを運営方針に明記したいとのことで、当初の予定より策定スケジュールがおくれておまして、11月の策定、そして12月公表の予定になっています。

⑥無保険者の実態把握はされているかという御質問ですが、提出時の際には、窓口に来られ手続をされますので、その際に資格管理ができ、無保険者は発生しないと考えています。しかしながら、職場の健康保険などをやめられたときに、本来は14日以内に加入の届け出をしていただく必要がありますけれども、その手続をされないと、手続をされるまでの間無保険の状態になってしまうことがあります。この場合は役場での把握は困難であります。届け出をされない間は、その方は保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担になります。また、届け出がおくれますと遡及賦課といまして、その資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります。

最後の⑦子供の医療費無料化のペナルティー廃止をめぐって議論されているが、村への影響額はどれくらいかの御質問についてですけれども、国民皆保険制度のもと、子供の医療費の窓口負担については、義務教育就学前は2割、それから就学後は3割とされていますが、子供と保護者が安心して医療機関を受診できるよう、地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業によ

りさらに減免措置を講じています。対象となる子供の年齢や医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無など、その内容は自治体によりさまざまですが、こうした減免措置により生ずる医療費の波及増部分については、国により国庫負担を減額する措置が講じられています。これは、減免措置の実施の判断は、地方自治体において独自に行われる形となっていることから、国としては、その波及増分については限られた公費の公平な配分という観点から、当該自治体が負担すべきという考え方に基づくものであります。この国庫負担の減額措置を地方自治体ではペナルティーという見方、表現をしているところです。しかし、一億総活躍社会に向けて、政府全体として少子化対策を推進する中で、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している自治等を踏まえまして、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、減額調整措置を行わないことになりました。

御質問の本村の影響額ですが、未就学児までの、いわゆるペナルティーが廃止になった場合、国の療養給付費負担金と県の調整交付金が考えられますが、それを合わせて、現時点の試算では6万5,000円程度が増額になるというふうに推測されます。なお、見直しによりまして生じた財源については、各自治体において、さらなる医療費助成の拡大ではなくて、ほかの少子化対策の拡充に充てなさいというような国は求めを出しているところでございます。以上で、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それでは、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、国民健康保険についてですけれども、いろいろと、私、この方針が8月末にはこれができるのかなというふうに、今までの書き物を見て思っておりましたので、もうその要綱とか、ああいったものがそろそろでき上がってるのかなと思っておりました。その辺でかなりずれ込んで、11月に確定して、12月が公表ということですので、本当に予算編成は大変だなということだと思います。

それで、今、村民の皆さんが一番心配しておられるのが、やっぱり保険料の上昇です。私、8月1日号の国保新聞に基づいて質問をするわけですけれども、この一般質問の発言通告書の締め切り日が8月28日でした。29日に県庁のほうで、多少第3回目の試算の方針というような中身も、学習会といいますか、ありまして、そこにも参加させていただきました。それで、主に内容は8月1日付の国保新聞の内容だなと思っておりますけれども、一つずつ、結果的には国保税にかかわってくることですので、確認させていただきたいと思います。まず、国保新聞には、第3回の試算の方針を国が県に通知をしたと、そして、初めて新制度を前提にした試算を実施する

ということです。それから、2回目までの試算では、法定外の繰り入れが含まれていなかったの
で、全国的には保険税が7割も値上げになるというようなところが続出したそうです。そういっ
たことがありました。それで、第3回目の試算の特徴ということですが、これは、保険料
負担の急変を極力避ける姿勢を国が明確にしたということです。

それで、お聞きしますけれども、平成30年度の公費拡充分が1,700億円ということですが
けれども、そのうちの1,200億円を初めて試算の算定に参考になるような、1,200億円を含め
て試算したということです。それが1点目。

2点目が、医療費の伸びが低かった平成29年2月の診療分までの実績を反映するということ
です。

3点目が、平成28年度に法定外繰り入れや基金の取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村
は、このあたりがよくわかりませんが、同額を平成29年度に繰り入れた上で試算することを
要請していると、この辺がちょっとよくわかりませんので説明願いたいと思います。

それと、保険料の伸びと一定割合で頭打ちする激変緩和も行われると。この4点が、国のほう
から通達をされたということになってますけど、以上について、どのあたりまでを把握されてい
るのか聞かせてください。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

第3回目の提示ということですが、国のほうから県のほうには、その指示は出ているよ
うでございます。それで、先ほどおっしゃいましたように、1回目と2回目は公費が入ってない
部分での試算でしたので、確かにそこでの数字は示されております。非常にこれまでのうちの保
険料よりも高い数字であります。もちろんこれ非公表ですので、まだどこにも出てない数字なん
ですけども、そういうことであります。それで、3回目の違うところは、先ほど言われた公費
の部分が含まれるということで、まだ公表という段階には至ってませんが、かなりその
数字よりは下がったものが示されているということになっております。

それから、法定外繰り入れを含めた段階で計算をしないというのは、結局国がそれだけの公
費を投入しているのに、今までの法定外繰り入れをせずに精算をすると、どのくらいの効果があ
ったかがわからないので、同じ同額を繰り入れして、そして計算することによって、その公費の
投入部分のどのくらい恩恵があるかという部分がわかるように、そういうことでそういう試算を
しないということでございます。

それから、激変緩和措置なんですけど、激変緩和措置は、まだ各県によって基準を決めなさいと

いうことになっております。それで、公費としては国が300億のものを激変緩和措置に使うよ
うにということを出てますけれども、その中身については各県で決めるということになってます
ので、そのやり方は先ほど言われたような国保運営方針の中で決めていくということになります。
まだそれが示されておりませんので、先ほども答弁の中で言いましたけれども、その激変緩和措
置がどのくらいになるのかを示してもらわないと、各市町村とも保険料率が定められないとい
うことをお願いをしているというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。それでですけれども、国への情報提供として、私
の思っていたのは、例えば市町村ごとが、今の①から④番まで上げさせていただきましたけど、
それを勘案して、市町村が試算をしたものを県に上げてきて、県が国に上げていくのかなとい
うふうに、私はそういうことになってるのかなって思っておりましたが、そうではないんですか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 市町村が行うのは、医療費がどのくらいかかったとか、そう
いうものを県に数字を示すだけで、県がその数字を全部見て、県下でどのくらいの医療費が必要
だよと、保険料がどれだけかかるよということで、それぞれの市町村の保険料、納めていただく
額を決めてくるというやり方になっておりますので、市町村はその時点では何も決定すること
はないです。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、これ読んだ限りでは、そんな大幅な引き上げには、
30年度は大幅な引き上げにはならないのかなというふうに感じておりますけれども、そうい
うと、またそういったことが根拠もなくどんどんどんどん広まっていったときに、現実的な数字が
出たときに、また高くなったりしたら困るなという気持ちも、もちろんありますけれども、ど
ちらにしても皆さんが試算の公表を心待ちではないですけれども、心配しながら待っておられます。
それはいつごろになりますか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） あくまで県の試算という段階ですと、私どもが聞いている内容で
は、この9月の県の議会の中で、ある程度の一覧は出されるんじゃないかなということは聞いて
おります。あくまでそれは試算の段階でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それで、追加ということ、補足ではありませんけれども、保険料の設定が、

これまで村として保険料を定めておりました引き上げの率からすると、やっぱりそれ以上のものを率としては求められるというふうに思っていますので、保険料が7,000万で一般会計が3,000万というような懸念はなくなりましたけれども、でも、そんなにたやすい数字ではないと思っていますので、あんまりこれまでの数字と比べて、そんなに上がらだっただという評価にはならないという受けとめ方をしておりますので、あくまでもそのところは、まだ公表されておられませんので、数字的なものは慎重に扱っていきなという事で、ある程度は上げさせていただかなければならないということと、それから、赤字補填ができないということです、今年度のうちに、国保会計に一般会計から基金を積みましていただきたい、それで、激変緩和をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、今年度から基金の積み増しをして対応をしていただくということは大変うれしいことだと思います。よろしくお願いします。

連携会議についてなんですけれども、私、どのような意見が出されているのかなということが気になりましたのは、鳥取市のほうの情報によりますと、鳥取市の参加者ばかりがしゃべって、町村の発言が少ないってというような意見を聞きました。恐らく運営のやり方といいますか、それがやっぱり鳥取市、米子市とか、そういった市部が発言が多いのかなと思って、本当に市町村の意見が十分に反映できるようなふうな運営の仕方になってるのかなということ、ちょっと心配しました。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 連携会議には、私のほうが出席しておりますけれども、どなたも均等に発言できるような設定にしてあります。たまたま各課長さん方もいろんな性格の方がいらっしゃると思いますので、鳥取市の方が発言が多かったかもしれませんけれども、私なんかも結構発言させてもらってまして、決して町村の意見が通らないとか、そういうことではございませんので。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 無保険者の実態というのはわかりましたけれども、そうしますと、仮に職場を2年前にやめられたという場合、私、自動的に社会保険事務所のほうから自治体のほうに連絡が行くのかなって思ってたんです。そしたら無保険者を出すこともないしってというような気持ちでいたんですけども、これまでそういうようなシステムになってませんでしたでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） そのような認識はありません。ずっと無保険の方が気づかれるのは、大体お医者さんに行かれて、そのときに初めて保険がありませんよというようなことで、役場に来られるというのが現状だと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 例えば2年前に職場をやめられた方が、病気がちだったとすれば、本当にそういったところに気づいてあげることが必要だと思うんですけども、そうしますと、例えば2年前にやめられた方が医療にかかることが必要になった場合、保険証をつくってくださいというふうに来られたら、言ってみればさかのぼって2年分の相当額を一度に全額お支払いくださいということはもちろんされないと思うんですけども、やっぱり相当な金額になると思うんですけども、そうならないように何とか探し出すというようなことに努めていただくというようなことは難しいことでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） なるべくそういうことのないようにしたいと思いますが、現実的にはちょっと難しさもありますし、あとは住民税の関係の申告とのマッチングですとか、そういったもので実態をつかんでいくしかないかなというふうに思いますけれども、できる限りそのことは努めていきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） できる範囲でよろしく願いいたします。

ペナルティーの廃止については、6万5,000円ということ聞いてびっくりしました。こんなものだったんですか、全国では大きな騒ぎになってますけど、わかりました。

続きまして、国保の関係は以上といたしまして、保育所の保育指針についてですけれども、そもそもこの保育指針というのは、10年ぶりの改定だそうですけれども、今、村長の御答弁の中にも、保育指針に従って保育を行っておるといような御答弁いただきました。この新しい指針の内容を現場に周知する期間が、この1年間ということではないでしょうか。この間に周知して、計画を立てて、来年の4月から施行になるというようなものではないのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりでございまして、施行は来年の4月1日からということで、それまでにその指針というものを理解をして、新しい計画を立てていくという段取りになります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、私、情報は保育白書と、あとは鳥取県で保育を守る会というのを保育士さんたちが立ち上げておられまして、何年も前から。いろいろと、この間勉強会がありました、どうも議会にも案内があったようですけれども、たくさんの方が参加されてまして、本村からも保育士さんが来てくださりまして、勉強していただいて、本当によかったなって思ってますけれども、私、思いますに、この保育指針を見た感じでは、全体を見れば保育指針は子供の権利と健やかな発達を保障するという立場で書かれたものだなというふうにして理解はしました。ただ、この保育指針が7章編成から5章編成に変わってますけれども、今までは7章編成であったのが、5章編成に変わったことが、この方向はこれまでの基本的な考え方とはかなり違ってくるというようなことを白書では言ってます。

その5点、このたび変わった5点というのが、村長もおっしゃいましたけれども、乳児1歳以上3歳未満の保育に関する記録の充実とか、保育所における幼児教育の積極的な位置づけ、それから、子供の育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直しと、保護者、家庭及び地域と連携して子育て支援を充実する、そして、本当に強調されているのが、職員の資質、専門性の向上ということでした。これは本当に子供にとっては重要なことで、この視点は大変喜ばしい視点だなと思ってますけれども、ただ、このたび初めて、検討すべき課題と私思うんですけども、先ほどの御答弁にありましたけど、指針の中に、今までなかった育みたい資質、能力等、乳幼児の終わりまでに育てほしい10個の姿が明記されました。それらをお読みになりましたでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 保育所長なり担当課長からは、ここの部分を相当詳しく、資料として上がってきておりましたけれども、順にお答えするには余りにも膨大な量でございますので、割愛をさせていただいたという内容であります。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 御答弁のとおりです。本当に膨大なスペースを割いてあります。私、専門家の先生のお話を聞いて問題意識を持ったわけですが、入り口は。まず、幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿というのに、全般的に見ると、いいこともたくさん書いてありますけれども、大体、自己抑制や忍耐する姿に著しく偏っているというようなことを、研修会で聞きました。なるほど、読んでみると、本当に膨大なスペースが割いてありますけれども、例えば自立心という柱が立ててありますけど、そこでは大人でも極めて難しいことではないかな

というようなことで、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫をしたりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信を持って行動するようになる姿が上げられている、こういったことが本当に読んでみたら載ってます。

それと、もう一つは、これは総則の中に第1章にあるんですけど、第2章の保育の内容というところでも、随分と療育というところが省かれてます、教育に力を入れますので。それで、第2章の保育の内容の3というところに、3歳以上児の保育に関する狙い及び内容の中の環境のところ、内容の取り扱い、ウというところですけど、文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、童歌や我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、国際理解の意識の芽生えなどを養われるように指導すること。私これ読んだときに、3歳、4歳の子供に、国歌とか国旗に親しむ心を育てるとか、その賛否についてはいろいろありますので、私はそこ今問題に全くしません。ただ、国歌を童歌のように歌わせる、国とは何かも理解できない子供に国旗に親しませる等は、これはちょっと行き過ぎてるんじゃないかと、そういったことがちゃんと書かれております。ですから、私はこれは本当に3歳児、4歳児の子供の育ちにとっていかがなものかなって、非常に心配しております。そのあたり、ぜひ目を通していただくと、確かにいいことがいっぱい書いてありますけれども、やっぱりこういったことが随分と子供の発達にとってどうかなって心配しております。いかがでしょうか、感想は。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今の改定保育指針の中では、人間性をどういうふうに育てていくのかということがうたわれておることだと思ってます。自己抑制や自立心や忍耐などの項目については、やっぱりよく言われますけども、やってはならないことはやらせないと、我慢させると。やりたくなくてもやらなければならないことはさせるという、そういう育ちが不足しておるのではないかという、人間性を育てるという意味では、一人一人を大切にするといいながらも、その部分がやっぱり社会に、そして、一人の人間として成長していく過程においては必要であるかなというふうに思っています。

文化、伝統、国歌ということについては、やっぱり国民としてのものを習得させるということですので、国歌を保育所で、子育てで歌うのかということでは、今そんな環境はなかなかないということですので、やっぱりその国歌ということは子供に教えていかなければならないということだと思ってます。

それから、異文化をということではありますが、異文化も習得させなければならないということ

でありますけれども、まさに我が村が特徴的だとは言いませんけど、どこもですけれども、今、国籍が違う子供さんも保育所でも預かりますし、学校では就学についていただくという環境になってきておりますので、その部分は育てて、ほかの国の子供たちとも、そして成長していく中では、他の国の人とも社会人などになれば交わるわけでありますので、小さいときから、かつては日本人だけがというところでありましたけれども、やっぱりそこは変わっていかねばならないことだというふうに思いますので、極端に捉えるというより、やっぱり基本的なところを素直に育て上げることが大切なというふうに思っています。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 村長のおっしゃることわかります。確かに異文化を勉強、これだけグローバル化っていいしますので、国際社会にどんどんと目が向いてますので、それは本当にそうだと思います。ただ、例えば日吉津保育所とか、保育所には特に公立は多いかもしれませんが、国籍の異なる子供たちも通っているわけですので、その辺はやっぱり十分な配慮が必要だなんて思います。

それから、教育に重点が少し重くなったなと思いますけれども、私思いますのに、時間がありません、今まで伝統ある保育ということで表現されてましたけど、私、これは日吉津保育所の保育士さんからも大いに学んできました。それは、例えば教育、保育、養護という言葉がありますけれども、この指針では教育ということが殊さら強調されております。その中で、この伝統ある保育というのは、幼児期の教育は保育でなければならない、それから、保育は養護と教育が一体となったものである、そして、幸せな日々の中にこそ本当の教育がある、これが、教育の伝統ある保育だったそうです。これは、研修会に参加されている保育士さんからもお聞きしましたし、本村の保育士さんからも過去に聞いたことがあります。本当に自信を持って、これが歴史的に継承されてきた子供の育ちにとって最もいいという理念だそうです。この理念が少し今回の指針で変わってきております。このあたりを、私きょう、来年の4月施行といいながら、これもなかなか準備が進んでないようですので、ぜひとも議会でこういったことをいう意見もあったなということのを頭に置いていただきまして、今後、新しい指導指針をつくっていただきたいと言って、要望しておきます。

それと、最後は、もういけませんか。終わりましたね。

○議長（山路 有君） 終わりました。

○議員（6番 江田 加代君） 終わりました。あとちょっと。終わってしまいましたので、今後、具体的に保育指針の内容を皆さんが手にとって、保育士さんが検討していかれると思いますので、

ぜひともこういったことを議会で取り上げていたなというようなことを参考にしていただけたら喜ぶます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は、3点について質問したいと思います。

まず1点目が、ふるさと・日吉津村への思いをとということで、ふるさとというワードに関連することについて質問したいと思います。①としまして、ふるさと納税の使い道、今後などについて。②として、「ひえづのうた」のでき上がるまでなど、今後についてお聞きします。③として、日吉津村をふるさととしてくれる人をふやすには。④として、日吉津村の地方創生についてお聞きします。

2点目に、行政サービスなどは向上したかという質問で、第3次日吉津村行財政改革推進プランというのが出ておりましたので、それについてお聞きします。

3点目が、建てかえ予定の村営住宅はということで、建てかえの理由、時期、進捗状況などをお聞きしたいと思います。

必要があれば再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税の使い道、大きな題目は、ふるさと日吉津村への思いをとということで、ふるさと納税の使い道と今後などについてということであります。

ふるさと納税として寄附金をいただいておりますけれども、その使い道は環境保全のための事業、地域福祉向上のための事業、教育の振興のための事業、その他村長が認める事業の4項目として、村づくりの事業に活用をしております、今後も引き続き取り組む予定であります。

ふるさと納税の今後については、総務省通知の3割規定により返礼率が宣言をされ、全国的に平準化を目指すこととなったために、高額な返礼になっていた自治体への寄附が、これまでどおりには入っていかないということだというふうに思いますし、本村としても周知方法の工夫など、検討を加えながら寄附を募るように努めたいというふうに思います。きのうの新聞でも、米子市が還元率をさかのぼって、国の指導に従うということが出ておりましたけれども、事ほど競争に、いわゆる還元率で競争になってしまったので、その率の高いものは高価な商品があると、商品という言い方、返礼品があるということだったと思いますけれども、そういう意味では、その上限

がある程度制限をかけられましたので、それは市町村の考えだという意見もありましたけれども、それはそれとして横並びの上限が定められたことによって、返礼をする品物の工夫をしなければならぬということが言えることになったのかなというふうに思います。

次に、2番目の「ひえづのうた」のでき上がるまでの今後などについては、教育長をもって答弁いたしますので。

3番目の、日吉津村をふるさととしてくれる人をふやすためにはということでございますけれども、現在、地方創生において、子育て支援や健康寿命の延伸はもちろん、新築住宅借入利息助成事業など、移住定住にも力を入れていくということでありまして、ふるさとを思って、Uターン、Iターンなどをさせていただくような施策、推進をしていくということでもあります。さらに、ふるさと納税を利用させていただく方が、日吉津村をふるさととだけ思っているような工夫も行って、寄附者を募りたいというふうに思います。誇りの創出などということが、このごろは日本全体で言われておりますけれども、生まれ育った地域に誇りを持ってない、それから、自分の会社に誇りを持ってない、そして、日本人であることに誇りを持ってないというような人がふえつつあるというようなことを言われておりますけれども、地域づくりの中や子育ての中では、日吉津村を誇りに思って、その地域の歴史を背負って立つ、日吉津の過程を背負って立つという子供たちを育てるといのが地域づくりの大きな原則だろうというふうに思っております。さらにはIターンを求めていくと、日吉津がいいなというIターンを、日吉津のよさを発信をしていくということで、さまざまな周知の仕方をしていくことが必要であろうかなというふうに思います。というようなことを、地方創生の中でも取り組んでおるということでもあります。

地方創生は、この2年、3年目の取り組みですので、それ以前から子育てを重点にして地域づくりをしたところでありますので、Uターンをしてくれる若者を育てていきたい。日本のどこでも、世界のどこでも生活のできる、いわゆる日吉津の人を育て、若者を育てなければなりませんけれども、その中でも日吉津で地域を背負って立つという気概を持った若者を育てる施策が必要であるというふうに思っています。

それから、日吉津村の地方創生についてでありますけれども、27年9月に総合戦略を策定し、2060年の人口目標を、御案内のように3,600として、移住定住支援、子育て支援、雇用支援、地域づくり支援、地域連携の4つの項目の施策を実施しているところであります。詳細については、今議会で報告をさせていただいたところでありますが、人口が昨年9月に3,500人を突破したことを受けて、8月に開催をいたしました地方創生推進会議において、総合戦略の平成31年度人口目標を3,550に上方修正したところであります。事業も順調に推移をしておるの

かなというところがございますけれども、雇用支援などは非常に難しさもあるなということだと思っておりますけれども、やっぱりそこも大事なところでもありますので、取り組みを続けていくということしております。

次に、2番目の項目の行政サービス等は向上したのかということで、第3次日吉津村行財政改革推進プランについてということでの質問であります。第2次プランまでは、イベントの運営方法の見直し、情報発信の徹底、ふるさと納税のクレジット決済の導入など、行政サービスの向上を図ってきました。これまでの実績を踏まえながら、村民代表の行財政検討委員会で協議をしていただいて、歳入の確保、行政サービスの向上及び効率化、参画と協働の推進、情報の共有、公開を4つの柱とした、第3次行財政改革推進プランを平成29年の3月に策定して、行政サービスの向上に努めておるところであります。現在、職員の行財政検討チームにおいて、重点項目でございます事務事業の再構築につながるように徴収率の向上や、使用料、手数料などの見直しに取り組んでいるところでもあります。10月ごろには行財政検討委員会を開催をして、今年度の取り組み状況の中間報告を行う予定としておるところであります。そこで、その場に出された御意見についても、さらに職員の行財政検討チームで協議をしながら、各課での検討を踏まえ、行政サービスの向上及び効率化につなげたいというふうに考えております。

次に、3点目の建てかえ予定の村営住宅はということでもありますけれども、これにお答えをしますけれども、村営住宅、平成7年と8年度に、2カ年に分けて20戸を木造住宅で建てて、20年が経過をするところでもあります。そのために修繕箇所がそれぞれ多くなってきておりますので、住宅全体の長寿命化計画を策定し、建てかえだけでなく計画的な改修といいますか、修繕を前提にしながら、改修も含めて検討いたしております。これが、国の補助事業のつながりになっていくのかなと、いわゆる長寿命化計画を立てて進んでいくということが、従来補助金を使って建てた施設ですので、やっぱりそこも整理をしながら、次の長寿命化をしていくということだと思っております。

それで、建てかえを考えて、住宅の規模としては、家族で住んでいただくことを前提に、これまでも、3DK、2階に2部屋、それから、下に1部屋と水回りということで、3DKで設けておりますけれども、現実的にはひとり暮らし世帯が多くなってきていますので、この今の住宅の状況を2人世帯以上の地域活動ができるような世帯などの入居を進めていきたいということでございます。今年度、設計委託を予定しておりますのが、長寿命化計画を立てながら長寿命化するもの、それから、あの場所で建てかえをするものということで、30年度は単身世帯用をつくりたいというふうに考えております。それは、今ある住宅の20戸のうちの住宅の約半数

が単身世帯になっていらっしゃると思いますので、そのようなことを考えながら長寿命化計画を策定して、設計委託をして、現在の住宅敷地内に建てかえ予定のため一部、今現在で政策空き家という言葉があるんだそうです。今後の使い道を考えていく上で、やむを得ず空き家にさせていただいて、次の対応をしていくということでございますので、その一部を政策空き家として、その他の空き家については修繕後入居者を募集をする予定にしております。ということで、今あります20戸の住宅の一部を建てかえて、単身世帯用のものを建てて、3DKの住宅には家族で住んでいただくような誘導をしていきたいというふうに考えておりますので、そのようなことを答弁とさせていただきます。1番目の問題の「ひえづのうた」のでき上がるまで、今後などについては、教育長から答弁をします。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の一般質問にお答えしてまいります。

時間をとって申しわけありませんが、最初に、「ひえづのうた」に関しましては、当面目標としておりました盆踊り花火大会での御披露ということが予定どおり実施することができました。この間の制作委員会の皆さんや、保育所、小学校、いろんな方々の御協力に深甚なる敬意を表したいというふうに思います。本当にありがとうございました。

そこで、ふるさと・日吉津村への思いをの中の「ひえづのうた」のでき上がるまでと、今後などについてというお尋ねでございます。「ひえづのうた」の取っかかりは、昨年10月末にヴィンステ楽座実行委員会の皆さんから、「ひえづのうた」の制作したいと、そして支援してくれという要望書が提出されまして、そのことが初めのきっかけでございました。そして、それを受けまして、昨年12月議会におきまして、制作委員会の会議費等々、補正予算を計上いたしまして、趣旨を説明申し上げ、採択可決いただいたところでございます。そこで、教育委員会事務局が担当することになりましたので、ことしの1月中旬に制作委員を公募いたしまして、制作委員会を立ち上げ、作成に取りかかったところでございます。制作委員会は12名のメンバーで構成されております。現在までに、ことしの2月以降から7回の制作委員会を開催いたしております。

実際に行われたことでございますが、まずは歌詞が必要だということで、4月の3日から28日まででしたが、歌詞にふさわしい言葉、キーワードや、短文を募集いたしました。村内外に募集いたしまして、50名を超える応募をいただき、130件程度の内容をお寄せいただきました。その集まった言葉や文章をもとに、制作委員によってその言葉を生かして、歌詞を構成したということになったわけでございます。現在完成いたしましたので、新聞やテレビやラジオを通して、報道を通してPRをしているところでございますが、制作委員会で振りつけもつくりまして、完

成いたしましたので、先ほど申し上げましたように、8月16日の盆踊り花火大会での披露に至ったわけでございます。この花火大会の披露に向けましては、まず、小学生に盆踊り花火大会の踊りの練習として、小学校が1学期の終業式前に練習をするんですけども、日吉津音頭、かんど踊りの練習、指導の際に、この「ひえづのうた」の踊りの指導もしていただきました。その状況は、113チャンネルで放映されて、皆さんにごらんいただいたところと思います。それから、また夏休みに入りまして、保育所及び児童館でも踊りの練習、指導を行ってまいったところがございます。盆踊り花火大会では、保育所の園児や小学生がそのようなことを通して、踊ってる姿をごらんいただいたと思いますし、その風景も113チャンネルで放映してごらんいただいたというふうに思います。そのようなことを通しまして、現在は村のホームページに盆踊り花火大会のときの踊ってる写真と曲、実際の音が聞けるようにしておりますし、楽譜と歌詞もごらんいただけるようにホームページに掲載をしているところでございます。

今後は、日吉津村の四季折々の風景、様子や、村民が歌っているところやダンスしているところとか、そういうものを取り入れたDVDを作成しまして、いわゆるプロモーションビデオ的なものをつくって、村のPRに使用してまいりたいというふうに考えております。なお、この「ひえづのうた」は福祉保健課が今制作中の御当地体操の音楽にも使われる予定となっております。今さっき申し上げましたPR用のビデオでございますが、その利用方法といたしましては、役場職員や議員の皆さんが、例えば視察で村外の市町村等に出かけられたときに、または、逆に本村に他の自治体から視察があった場合等に、本会議が始まるまでの待ち時間にそのビデオを放映して、日吉津のよさをアピールしたい、紹介したいというようなことに使っていただけたらというふうに考えております。

先日、ちょっと前だけど、7月だったんですけども、県内の教育委員会、教育委員さん方の研修会がございまして、そこで、その時点ででき上がっておりましたものを試作ビデオをつくりまして、日吉津村の教育行政を紹介するときに、一緒に「ひえづのうた」も試作ビデオをもって紹介いたしました。教育委員さんたちの感想で、コンパクトに日吉津が紹介してある歌詞が楽しくてよかったというようなことや、数回聞いてよく耳に残る歌なので覚えやすかったということ、四季の風景を交えたづくり、今現時点ある日吉津の四季の風景をずっと織り込んで動画にしたものでございましたが、そういうづくりがとてもよかったというふうに好評をいただいたところでございます。そういうような形で、日吉津村のよさをどんだんどんとPRできるようにしていきたいというふうに思っております。

さらに、一番大切なことだと思っておりますのは、今後とも村民の皆さんが日吉津を誇りに思

って、愛唱歌として気軽に歌ったり踊ったりしていただけるように、そのような活用に努めることが大切だなというふうに考えております。また今後とも御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、忘れないうちに先に「ひえづのうた」のほうの再質問をさせていただきますと思います。

すごく丁寧にたくさん言っていたので、教育長さんの思いがすごく伝わるなと思いましたけれども、私も、盆踊りの現場で生で見ましたけれども、本当にテンポよくてキャッチーな曲だという、覚えやすい、確実に、ひえづのそこから頭に出てくるなというのがあるんですけども、ダンスもすごいよかったです、ピンクのTシャツもおそろいで。ただ、もう私、早いテンポに必死についていってる松尾課長ばかり目に入っただけですけども、本当によかったなと思います。

あとは、一番聞こうと思っていたのが、この「ひえづのうた」で御当地体操をつくるというのを聞こうと思っていたのを、返答していただきましたのでありがとうございます。ただ、福祉保健課長に一つ聞きたいんですが、あのテンポで御当地体操ができるのかなというのを一つお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

「ひえづのうた」を使わせていただいて、御当地体操をつくる予定にしております。それで、リズム、テンポの話なんですけども、御当地体操対象者は一応壮年期、まだばりばり動かれる方を対象としたものを当初からつくろうやということで進めてまして、若干速いですよね、速いんですけども、御当地体操ツーパターンつくろうと思ってます。体力向上編というのとストレッチ編という、ツーパターンつくろうと思ってまして、体力向上編のほうに原曲のテンポのものをあわせてつくらせていただく、そして、もうちょっとテンポを落とした曲でストレッチバージョンをつくらせていただくということで、動き自体は「ひえづのうた」のダンスみたいに、あんな激しい、ああいう動きではないんですけども、あくまで体操なので、筋肉のここを伸ばすとか、こういう目的を持った動きになってますので、今試作はできてますけども、十分楽しんでいただける体操になると思いますので、御安心をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先日、ヴィレステひえづに行ったときに、ホワイトボードに撮影

みたいなのを書いてあったので、そこを見て、ああ、これで体操つくられるんだなと思ったので、できてるのかなと思ってちょっとお聞きした、ツーパターンあるというのを聞いてすごく安心しました。よかったですね、松尾課長。

このホームページによりますと、話が変わるんですが、ふるさとの歌というのが、「日吉津音頭」というのが出てるんですね。日吉津村民歌というのが、「わたしのふるさと」というのが出るんです。これに対して、では、「ひえづのうた」の扱いはどうなるのかというのを、ちょっと不思議に思ったものでお聞きしたいと思いますが、こちらでよろしいでしょうか。村長さんでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

この現実的な用途はPRですので、PRソングとして今考えて、そういう位置づけでつくっておるところでございます。村民歌とかそういう位置づけではなくて、PRソングというふうに御理解いただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。「わたしのふるさと」はどのようなんでしょうというのを3人ぐらいに聞かれましたので、安心された方があると思います。よかったです。

では、「ひえづのうた」については頑張ってくださいということで、ありがとうございます。

ここからどこに戻ろうか、ふるさと納税のところに行こうと思います。ふるさと納税なんですけれども、調べてみますと2008年が3件で20万から始まっているというところで、2015年あたりにクレジット決済とかが始まったのでふえたんだと思います。ふるさとチョイスとかっていうのも使われ出して、先ほど言われてたように返礼品、日吉津お礼の品というので出てきましたね。この辺があると思うんですが、一番聞きたいのが、9月5日のニュースで野田総務大臣さんがふるさと納税の返礼品について、金券などのほかに特産品がないという地域の声を受けて、商品券など換金性の高い返礼品については一定の範囲で認め、自治体に委ねるというのが出ていました。ただこれは、また地方の首長の良識ある判断に任せると言い方をされていたんですけれども、ここで村長にお聞きしたいのが、万が一イオンの商品券を復活させましたら、というのが2016年には2015年よりもどんと下がってるというのがあるので、その辺をちょっと踏まえて聞くんですけれども、商品券を万が一復活させたらふるさと納税をする人がふえると思われるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 何ともお答えのしようがありませんけども、せっかくといえますか、金券はいけないという指導を受けて、ここ圏域の、うちげでは十分に賄い切れませんので、圏域で生産されたものや、それから王子のサーモンとか、これは非常に人気が高いというようなこともあってそこまでこぎつきましたので、当分はやっぱりそれを継続していく必要があるかなというふうに考えております。金券という選択もありますけれども、いかに地域の中で知恵を出しながら、それこそ先ほど「ひえづのうた」はPRソングだということがありましたけれども、そういう形でのものになっていくほうが本来のふるさと納税の趣旨なんだろうなというふうに思いますが、そのようなところで取り組みをしていき、今じゃあ金券に戻るかということには拙速なことはやるべきでないということで考えておりますので、商品券にすればふえるのかどうなのかということにもちょっと推測がつきかねますので、そのような御答弁にさせていただきたいと思えます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。すぐにイオンの商品券に変えますって言われたらちょっとびっくりだったのでよかったと思えます。

それと、やっぱり減ってきたっていうのが、確定申告っていう、面倒くさいって言ったらいけませんね、大変なことがある、それが不要になるっていうふるさと納税ワンストップ特例制度というのがあはずなんです、それについてちょっと教えていただけると、と思えます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

ワンストップ特例制度というのは、寄附をいただいた方のうち所得が給与所得のみの方、確定申告が不要な方、それからふるさと納税の寄附先が5自治体以内の方が対象ということで、寄附先の自治体に申請することによりまして確定申告の必要がなくなるということでもあります。所得税分と住民税分をあわせて住民税からのみの控除となりますけども、そういう制度があるということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） この制度によって、反対に村の職員の仕事がふえるなんていうことがあるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 特に業務がすごくふえるということはありません。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それなら本当にいい制度だなと思います。ふるさと納税については、ちょっと時間があれですので、本来の意味合いから、さっき言われたように逸脱しているという声もあるんですけども、私はこれは地方自治体への寄附ですのでありがたいといただいたほうがいいかなと思います。それを通じて地方創生に参加できるっていうあれもあるそうですので、都会の人は反対にふるさとがあって、田舎の人って言ったら変ですけど、うらやましいという声もあるそうですので、そういう思いで納税される方もあるようです。

ただ、あともう一つ、ふるさと納税の利点というのがPRだと思うんですね、さっきから出ている。日吉津村に興味を持ってもらって、普通にあれを「ひよしづむら」ではなく、「ひえづ」と呼んでもらうようにせめてしてもらうように、ふるさと納税を活用していただきたいと思いますので、ふるさと納税はここでとりあえず終わりたいと思います。

続きまして、次々行かないといけません、先ほど日吉津村をふるさととしてくれる人っていうのを言ったんですけども、これを出してからよくよく考えて、ふるさとの定義っていうのは何々だろうと思ひまして、よく考えたらふるさとっていうのは最近、よその土地に出て、よそから、ふるさとって遠きにありてって昔から言いますけれども、ああいう感じで実家のある生まれ育った土地に帰る場合、ふるさとに帰るっていうのが正しいようでして、ふるさと生まれ育った土地を意味するんですけども、現在はよその土地に移り住んでいる人が生まれ育った土地をいう場合に用いるようですので、これをふるさととしてくれる人をふやしてはいけないような感じですので、どっちかっていうと地元の人をふやしていかないといけないっていうのを、ちょっときのうになって調べてみましたけれども、ふるさととってくださるのは本当にいいことだと思います。

ふるさとは日吉津で、先ほど村長言われたように、都会の人がふるさと納税で、日吉津村から出ていった子たちですね、その子たちがふるさとだと思ってくれればいいかなと思ひました。ただ、これを何で聞いたかといいますと、ただそこまでだったので聞きにくかったのでこれは多分やめてるので、とりあえずいいかなと思います。時間もありませんので。

次に、地方創生に行きたいんですけども、地方創生というのが、もともと東京一極集中を是正して地方の人口減少に歯どめをかけるっていうのが最初だったと思うんです。これローカルアベノミクスとも言うそうですけれども、今定例会の報告の10号で地方創生総合戦略というのがありました。8月7日に平成29年度の地方創生推進会議第1回というのに、改定案がもうホームページに出ていましたので、もう委員さん、会議が済んで、この委員さんというのも住民代表及び各分野の有識者で組織するもので15名の委員さんだと思いますけれども、これは8月7日

に何名参加されていたでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 当日欠席もちょっと急遽ありまして、一応8名が参加ということで、一応半分を超えたということで実施をさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） とりあえず過半数だったのでよかったんですけども、なかなか、職場って言ったら変ですね、いろんなどこの関係者の方なので大変だなと思ってちょっと聞いてみたんですけども、よかったです。

あとP D C Aサイクルってやつですね、計画策定して計画の実施をして、点検評価までは済んでいるってということで、この改善というのはどこの段階なのか聞いてもいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） そのP D C Aサイクルで計画を立てて、ドゥー、行って、P D C A、チェックをして、Aですのでアクションを起こすということで、そこで改善をするということで。それをまた計画に戻して、ずっとその流れでやっていくということでP D C Aサイクルということですので、これを持って今回改定も行いましたので、またそれに沿ってまた行いながら、また見直しがあればそれを改善していくということで進めていきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、P D C Aまでもうオーケーということですね。報告の質疑にも出ていたんですけども、あのとき聞くべきかどうかを悩んでいて、一般質問であったのでこちらで聞くんですけども、補助金が見つらずに削られた特産品とグッズという話が出ていました。これ、わざわざ5種類まで出ていたので何やらの計画があったんだと思うんですけども、例えばどの段階まで進んでいたのか聞かせてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 事業としては削った集客おもてなしが特産品・グッズということで、全く進んでなくて今回削らせてもらいましたけども、特産品並びにグッズというのが、先ほどの地方創生もそうですけど、ふるさと納税もそうですけど、やはりふるさとを思っていたくという業務としてはまた必要になってくることになるかもしれませんので、そういうところを進めながらまた見直しも図っていきたいというぐあいに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、全く何の根拠もなく5種類っていうのが出てたということ
でいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 根拠がなくっていうことではなくて、最初はそれを進めるんだとい
うことですが、やはり特産品というのをどういうものにするかとか、グッズがどういうもの
かというところで、なかなかアイデアが浮かばずに進まなかったというところがありますので、
全く根拠がなかったということではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先ほどから、特産品とかでやっぱりふるさと納税、先ほど言われ
ましたけれども、ふるさとチョイスっていうのをネットで検索しますと、日吉津村って出るん
ですけど結構地味なんです、日吉津村の、言っては悪い、この横側のほうにすっごいよそのが
あっと出てくるんですよ。何とか和牛とかいろいろ出てくる。どうしてもそっちに目が行ってし
まうっていうのがあるんで、これっていう特産品というのはやっぱり必要だなと思いますけれ
ども、先ほど聞きそびれたのでちょっと聞いてみますけれども、うなばら荘の利用券っていうの
があります、ふるさと納税。あれはどの程度の御利用、御利用っていうんでしょうか、欲しい
と言われる方があるのかわかりますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 細かい数字をちょっと持ってませんので、ただ、うなばら荘の利
用券が出ていくこともあります。ただやはり、うなばら荘というよりはカニであったり、それ
からフルーツのセットであったり、そういうものが多く出てるなということで御理解いた
だきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。今後、特産品とか頑張っていたきたいと思
います。

あと地方創生の分では、やっぱり子育て支援に力入れてもらってますので、最近、子供のとき
に日吉津に住んで、一回家族で出たけれど帰ってきて家を建てたっていう方がおられて、その
方が一番言っておられたのが、やっぱり待機児童がゼロというのがありがたいと、保育所通
わせとられます。米子ではたくさん本当に苦労してる人を目にするのでありがたいと言
われました。ただ、今後数字がたくさんふえていますが、子育て世代がどんどんふえてく
るという予想をしましたときに、保育所ですね。人数がふえると保育所もたくさん要
りますけども、部屋が。

この辺のことを次の手としてどう考えておられるのかなっていうのをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 地方創生の大きな、表面的には3,600という言い方をしてますけれども、私がいわゆる庁内で話してますのは、小学校に入学される子供さんが20年前と数字が同じ、ほとんど大台でいけば30人程度の大台だということです。小学校を例えば15人の子供しか入らんようになってもいいのかということではないというふうに思ってますので、小学校を土台にして子育てを考えていく。言っておられます、今、御意見の中にありました、子供さんがどどんふえておるといことで、子ども・子育て支援制度によってゼロ歳から2歳までの保育を、民間に2カ所、15人、15人の定員で開設をしていただいたら、そこはきっちりゼロ歳から2歳まで埋まりました、15人、15人、3年目ですか。うちの保育所は、ゼロ歳からのものも含めて120のちょっと定員の手前でとまっておるといことですので、四苦八苦してやっておるといのは実態ですけども。そういうことで、今の実情は基準内におさまる面積ですけども、保育のするスペースでいくと、全体では基準内におさまってもそれぞれの保育室を見たときに、5歳児や4歳児の保育室は多少手狭になっておるといことを考えております。ただ、ピーク時には、その数字でもそこに入れたと、保育したという実績があるようですので、当面はそういう苦勞もありますけれども、根本的には保育をしていくスペースが今の時代にはちょっと狭いかなという感じで、そこを課題にして保育所のあり方というの考えるべきだといふふうにおりますので、当面は四苦八苦といえますか、待機児童を出さないといことを目標にやっていますので、それをやりながら保育の環境を整えていくという議論をしていかなければならないといふふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 次の一手といことで、人がふえてきたら今度は保育所を2階建てにするかなんていう話が出てきたらちょっとうれしかったとい話ですが、そうそう無理なことは言えませんので、本当に今、待機児童が出ないように、今の人たちに、また次のことは次で考えていただきたいと思えますけれども、ただ、村民さんの話では本当にありがたいとい声がたくさん出てますので、その辺をお伝えしておきたいと思えます。

続きまして、時間がなくなってきましたので、行政サービス等は向上したかという質問で、これ第3次日吉津村行財政改革推進プランというのを見つけましたのでしゃべるだけなんですけれども、ただこれを、ホームページに出ていたんですね。これも平成29年の3月にできてる分です。村民の皆さんと行政とがよりよいパートナーとなって村づくりを進めていくためといこと

で出ていました。これをなぜ出してきたかといいますと、これは平成29年度から31年度までの3年間の計画期間で策定されてました。改革の柱が4つあって、その中の2つ目に行政サービスの向上及び効率化というのがありまして、ここに使用料・手数料の見直しというのがあったんですね。これ詳しく見ますと、適正な受益者負担であるため3年に1度の見直しを行いますと。年度別計画を見ますと、29年度に使用料・手数料の見直し検討、30年度に使用料・手数料の見直しをするとありました。ただ、この使用料・手数料というのは私が考えてるのはイメージが違うかもしれませんが、ここで前回の一般質問でお聞きしました、検討すると言われましたヴィレストヒえづのボランティア室にあるコピー機の使用料1枚20円についてお聞きしたいと思いますが、あのときは役場のコピー代金もあわせて検討するという回答でしたけれども、その後どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今、職員のプロジェクトといいますか、先ほども答弁の中にありました職員の行財政の検討チームの中で、この使用料・手数料の中でそのことについても今、協議しておりまして、意見としてはやはり近隣の金額等も含めてやはり20円を10円にするとかっていう意見が今多いところで、ただ改正するには情報公開の条例か規則のほう、そちらのほうに20円というものがうたってありますので、そこを改正していかないといけないということもあって、ちょっと直していかないけんというので今検討をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） よかったです。ここまで持ってこなくてもよかったのかもしれませんが、よかったです。ただ白黒ですので、安いところでは5円っていうのがあるんですけど、そこまで言えませんので、10円ぐらいでありがたいかなと思われると思います。適正な受益者負担ということですので、これを目標成果となってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、ボランティア関連に必要なコピーをするためのところなのかなと思いますけれども、ただコピー機が、どこまでがボランティアかっていうのを、自治体の、私もつくってますけど、やつとかもいろいろあります、その辺もボランティア関係でオーケーだと思いますけれども、ただそこを検討する余地はあると思うんですが鍵もかかっていますので、そこでお許しをいただいてコピーをするということになってますので、ただ立派なコピー機が置いてあっても利用者がいないようではインテリアになってしまいますので、使いやすい料金で使っていただくようお願いしたいと思います。よかったです。

あと一つ、同じように見ていたら、一つ気になったのが、時間外勤務削減っていうのがあった

んですね。これ事務量の見直し及び業務の効率化、ノー残業デーというのがあったんですけども、ごめんなさい、初めて聞いたのでちょっと聞いてみたいんですけども、目標とする成果には、時間外勤務を削減し、ワーク・ライフ・バランスを整えますとなっていますが、この説明はお願いできるでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ほかに、先ほど村長のほうから答弁があったように、事務事業の再構築っていうのが基本にありまして、やはり県や国からの権限移譲等もあって事務量が膨大になってきていると。その中で定められた人数で行ってる中で、非常勤や臨時もふえてきてると。その中で適正な業務の見直しをしていかないといけないと。その中で、一つは効率化を図りながら時間外勤務の削減に努めていかないといけない。それが、イコール、ワーク・ライフ・バランスにつながっていくというところもありますので、以前からノー残業デーということで毎週水曜日っていうのをしてたんですけど、それがなくなっていたというか。それで、7月ごろからこれを進める上で水曜日はノー残業デーだということで業務をそういう形で進めていただくような、皆さんへの周知ということで、毎週水曜日をノー残業デーと定めて今、効率化を図っていると。ただ、根本的な事務事業の見直しがまだ図られておりませんので、その辺を、長い期間になると思いますが、その辺を十分検討していかないといけないというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ここで一つ聞きたかったのが、先ほども出ました職員数の問題ですね。残業が多くなるっていうのは何でだろうってよく村民さんに聞かれるんですけども、この場合、職員が余りにも数が少ないっていうわけではないのでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 正規職員は52名の条例の中で、一時期46名まで総務省の減額ということで下げましたけど、今現在48人ということでしております。多ければ業務も進むと思いますけども、まずその辺、どうしても時期時期に県への報告であったり、それから税金のほうだったり、住民のほうに出すものがあたりとか、時期時期で残業っていうのは仕方ない部分もありますけども、あとは業務の中の進め方とか、その辺も考慮しながら今後検討していかないといけないかなと。ですから、人数、それは52が定数ですのでそれが理想ではあると思うんですけど、今現状である中で頑張っていないといけないというぐあいに思っております。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 時間がないのでまたあれしたいと思います。ありがとうございます。

最後ですけれども、村営住宅の分ですね。これもホームページを探っておりましたら、地域住宅計画というのが出てきまして、日吉津村地域の社会資本総合整備計画というので、これが平成29年の3月に村から出ているものでした。今後は地域住宅計画に基づき村営住宅の整備事業を実施していくというのがありました。これが、先ほど言われてました長寿命化のことでいいんでしょうか。①に日吉津村の概要が書いてあって、②で住宅事情で、平成29年1月現在でというところが、先ほど村長が言われておりましたようにライフスタイルの多様化に伴ってみたいな感じで、高齢化の進展に伴って高齢者の単独世帯の増加がこれからも予想されるということでした。日吉津村の公営住宅は20戸だという点と、ここの中で一つ気になったのが、一度入居されると退去されることが少ないため高齢化しておりというのが出ておまして、さらに優先入居者として障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯等に限定して1次募集を行っているため、優先入居者以外は入居しがたい状況があると。コミュニティバランスが悪化して、自治活動に支障も出始めているという理由がありました。供給している住宅は全て3DKだけれども、実際に入居している世帯人数は単身が60%を占め、住宅規模と世帯人数がミスマッチしているという、今の状況が出ていました。村営住宅の提供ということで、今後予想される少子高齢化の進展や地域の住宅事情などを勘案して、長寿命化というのが先ほど言われてたのが全部出ていました。これから高齢者のひとり暮らしでも安心安全な単身者用の村営住宅の提供が求められるというのが、先ほど村長が説明してくださったのが全部出ていました。日吉津村は健康寿命、延伸事業に力をすごく入れてもらってますので、体の健康はもちろん、健康に、長生きしてもやっぱり楽しい毎日でない高齢者さんも楽しくないですので、安心して体力的にも精神的にも健康的に暮らせるように、それが村営住宅にそのまま直結するかっていうのはあるんですけれども、やっぱり高齢者さんひとり暮らしってというのが、本当に周りを見てもたくさんふえてますので、これだけではなく単身でも皆さん、高齢者さんといろんな世代が一緒になって楽しく過ごせていけるような日吉津村にしていきたいと思います。その辺どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 高齢者においても単身者においてもこれからウエートがふえてくると。だから両方を抱え持つてのウエートがふえてくるということですので、それは全国の課題も一緒なことですけれども、子育てと同様にやっぱりこの部分も地域の一つの、何ていいますか、大きな存在でありますので、大事にしていきたいなというふうに思います。以上です。

○議員（3番 松本二三子君） 以上で終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松本二三子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩いたします。再開は11時15分から行います。
休憩入ります。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、橋井満義議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 議席番号7番、橋井です。

今定例会の一般質問の最後となりました。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。通告は前もってしておりますので、執行部のほうはよろしく御答弁をいただきたいと思えます。

今回の一般質問の質問事項につきましては、3点についてお伺いをしたいというふうに思います。まず1点目は、ひえづ物産、いわゆる新鮮市場についての質問であります。次、2点目については、村の負担金及び補助金に関する問題について。3点目は、村職員、非常勤職員及びその期末手当に関する問題でございます。

まず、1点目のひえづ物産に関する問題であります。このひえづ物産につきましては、村長が代表取締役をされまして、これは6名ですか、の理事をもって構成をされてるということがあります。これらにつきましては、村公社に年16分の1ずつ村に償還をしまして、昨年完了したというふうに記憶をしております。あそこにイオンの隣接してる土地でありますので、さまざまな方が利用いただき、新鮮な魚、そしてお肉、野菜等をお買い求めいただき、ありがたく考える村民の一人でもございます。しかしながら、かの店舗につきましては、今年の3月ですか、1店舗退店をされましてあきが出ております。それ以前には魚屋がもう1店舗ありましたが、これについてもあいておるということで、もともと6店舗のテナントの部分であります。現在4店舗ということになります。これらにつきましては、やっぱりあきが出てまいりますと、連続した店舗構成をしとる中であきが出ますと、やはり閑散とした店舗風景になりまして寂しいものがあると

いうふうに思います。これらについては、やはりこれらのテナント収益が上がらないということが懸念されることとございます。不動産賃貸業が主でありますこれらのひえづ物産についての経営の痛手は大であるというふうに思うところでございます。

そして、これらの満室テナントのときと比較をしましての現状の収益状況はいかがなのかお答えをいただきたいというふうに思います。そして、これらの状況が続くとなれば、今後の経営状況についても不安を抱くところでもありますので、これらの経営見通しについての所見を伺うところであります。

それと、このひえづ物産の正面から見ましても、遠くから営業時間、そして営業日、店休日等がなかなかわかりにくいということが以前にもお客様から指摘を受けたところでもあります。近寄ってまいりますと、入り口の2カ所のエントランスのところにはグリーンでカッティングシートによりましてこれらの表示はしてあるというふうには、近寄ればわかるわけでもありますけども、遠くから、遠方からのお客さんとかさまざまなお客さんに、やはり目につく表示をやはりすべきではないのかなというふうに考えるところであります。特に店舗全体が目立った色彩でもないわけでもありますので、落ちついたといえれば落ちついたかもしれませんが、なかなかインパクトのない建物形態でもありますので、このあたりは一考するべきではないかというふうに私は考えて、1つは提案をさせていただきたいというところでございます。

次、2点目、負担金及び補助金についてでございます。これらについては、負担金につきましてはさまざまな団体等いろいろあるわけで、この負担金についてはいろいろな部分では村費を支出をして実行していると。しかしながら本日は、ここの主に村の支出しております各団体、それらのグループに対しての補助金について論じていきたいというふうに思うところでありますので、これについてはこの9月定例会には、昨年度の平成28年度の決算審査が会期中に審査をするようになっております。昨年決算審査の折に、この補助金の決算の対比はなかなかわかりにくいということを指摘をしまして、今定例会の一般質問の通告を出してから確認ができましたところ、この通告書の後に決算書をいただきました。昨年指摘をいたしましたところの部分が新たな表がつくっておられまして、この点については評価をしたいというふうに思っております。わかりやすく補助金の返還額、そして実際の中身がわかるようになったということで、検討するに値するいい一覧表になってるというふうに思うところであります。これらの返還金差額について、この返還金が実際には使われなかったということであるわけではありますけども、これらの今後の残った残額の使途等について、どのように基本的なお考えをお持ちかということも含めて答弁をいただけたらというふうに思います。

そして、これらは村が合併するとき大幅な補助金のカットなり、制約といいますか、制限といいますか、それらのハードルが相当高く設定をされてきて論議をした問題だというふうに記憶しております。この現在の現状を踏まえた中で、過去を振り返ってということではありませんが、今現在のその補助金の状況というか、体質が、現代のやはり行政執行の中で全てマッチしてるのかなというところに少し課題もあるなというふうに考えるものでありますので、そのあたりの所見を求めてまいりたいというふうに思います。

次に、3点目です。これは、先般新聞にも出ておりましたが、地方自治法が改正されるということで、この中で一般職非常勤の手当支給が改正をされるということでもあります。これについては、私も新聞の紙面で判断しただけでありますので誤りがあるかも知れませんが、これは2020年の4月に施行予定であるということが載っておったわけであります。これらの状況を踏まえますと、今2017年でありますので、今年度はもう既にこれは職員の云々というのはもう決定されております。そうしますと、来年2018、そしてその次の2019年、これら職員形態は、事前にそこを総合的に人件費なり、村の人事を勘案をしながら策定をしていく必要があるなというふうに考えます。時間はあるようには見えますけども、これらは人的配置はすぐころころころかわれるという代物ではありませんで、これらの部分は先を見越した中での人的配置が必要であろうという観点のもとで質問をするわけであります。

この中で一番懸念をされてまいりますのは、人件費の予算額見込みの変化をどう見ていくかということが大きな部分ではありますし、またフルタイムでお働きになっておられる非常勤なり臨時職員さんのものを、短期間の時間パートにこれを変えていって、要するに退職手当の支給を免れるといいますか、そこに支給をしないような人事形態をとられてまいりますと、やはりこれを退職手当を抑えることにはなりはしないかという評論家の先生方の意見も載っておりましたので、この点については全てこれは私は、例えば経営的なセンスからもってすれば、そこが全ていけないということは私は持っておりますので、この辺も含めた中でやはり当局の姿勢なりお考えをここで私は共有をして、これからの人的体系も議会として取り組むべきかなというふうに思いますので、これらの点について御答弁をいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上3点、ひえづ物産について、それから負担金及び補助金について、それから3点目は非常勤職員の期末手当等についての今後の人事問題、この以上3点について質問を行いたいと思います。質問の内容によっては、再度自席によって、質問席によって再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 橋井議員の一般質問にお答えをいたします。

3点をいただいております、まずひえづ物産についてということでございまして、29年の3月に1店舗が退店があったということで、今後厳しい状況が予想されるわけでありまして。ひえづ物産のこれまでの実績なり、その現在の状況をお答えをいたしますと、今後の経営の見通しということでありますので、まずスタートは、平成11年から5店舗のテナントでスタートし、初年度900万円の売り上げでございましたが、平成13年度に6店舗となり、さらには平成23年8月に1店舗の退店があったというような、そのようなことで入店、退店の繰り返しをしておりますけれども、平成12年度から平成22年度までは平均約2,700万円の売り上げが上がってきておりました。退店の影響で平成23年度から28年度までは約1,900万円までに落ちたということであります。平成26年度に、現在利用されている1店舗が空き店舗の半分を利用されることにはなりました。しかし、平成24年、25年は赤字決算となりましたが、26年はわずかではありますが黒字決算に転換をしたところであります。それは入店していらっしゃる皆さんの経営のことなども相談しながら、共益費等の考え方も整理しながら、こういう数字が出たというふうになっておるということでありますし、平成29年3月にさらに1店舗の退店があって、今後厳しい状況になるというのは橋井議員の御指摘のとおりでございますが、それを解消するのは新たな店舗を見つけるということしか選択肢がないということかなというふうに思っておりますので、現在新たな候補と交渉中であります。そういうことで売り上げに歯どめをかけて、不動産の本来の営業に戻るよう努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、営業日、店休日、営業時間をわかりやすく表示看板等の設置をしてはということで、ありがとうございました。現在西側入り口に営業時間を9時半から18時30分と、定休日、水曜日でありますけれども、そこの表示をしているということでありますので、御意見がありましたので、わかりにくいということで、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の負担金及び補助金について。負担金については決算における予算、決算の対比表はということでございまして、決算における当初予算と決算額の対比につきましては、以前より御指摘をいただいております、内容について検討を重ね、このたび28年度決算説明資料から補助金と負担金ですね、ともに予算額と決算額を掲載をしたということで、先ほど橋井議員からも御確認の御発言をいただいたということであります。特に補助金については、補助金申請額、決定額、差し引き額、いわゆる差し引き額の中には返還金といえますか、不用額等も掲載済みであります。補助金については、日吉津村補助金交付規則に基づいて支出をされ、特に組織運営補助に

については各団体からの申請を受けて、補助金審査会で十分な審査を行っていただいで予算化して支給をするという流れをつくって運営をしておると。適正な補助金の使途に努めていただいでおるといふことでもあります。

村の組織団体については、現在もいわゆる市町村合併の判断をどうするのかという、その時点において検討した補助基準表をもとに支給をしておりますけれども、新たな案件等があれば別途協議を行うなどし、村の各種団体の活動支援につながるよう取り組んでおります。あわせて、15年の合併問題時点と現在では申請団体や補助金額は変化をしておりますし、村としては各団体の活動の活性化を推進するとともに活動における適切な補助率を定め、適正な金額を支給すべきであるというふうに考えております。今後も団体の活動実態や村の財政状況を踏まえて、適正な補助金の交付に努めてまいりたいというふうに思いますし、やっぱり各種団体の活動支援ということが大前提でありますので、団体がしっかりと活動をしていただくことを念頭に置きながらの判断にしていくべきだというふうに考えております。

続いて、改正自治法に伴います非常勤職員の期末手当についてということで、一般職非常勤の手当支給が改正され、質問の中にありましたけれども、2020年の4月から施行されるということでございまして、人件費予算の見込み額の変化はどうかということでもあります。このたびの改正法では、臨時非常勤職員について特別職の任用と臨時的任用職員を厳格化し、一般職の非常勤職員について新たに会計年度職員を設けるといふものでございまして、地方公共団体では臨時非常勤職員の位置づけと、労働条件の見直しを図ることになります。それは、臨時非常勤の職員が全国の自治体の中でも非常にウエートがふえておるといふことと、労働雇用条件が余りよくないということもあってその見直しを図るといふことと、人件費予算の見込み額の変化はどうかの御質問であります。労働条件の見直しといふことで増加が見込まれるといふことで考えるわけでもありますけれども、新聞報道での御質問だといふこともありました。とりあえずは2020年には会計年度職員については2.6カ月の期末手当を支給するといふ内容になっております。正規職員は勤勉手当といふものがあります。勤務の状況によって評価をしながらそれを支給するといふものがありますけれども、期末手当といふことですので、期末手当は現状はおおむね2.6カ月相当分を出すといふこととありますので、今勤務をしていただいでおる職員の方々を会計年度職員に新たに設けなければならないといふことと、その整理の仕方としてはこれから出てくるのかなといふ、改正の自治法の具体的なものが出てくるのかなといふふうに思っておりますけれども、その条件にあわせて会計年度職員といふことにさせていただくわけでもありますけれども、今後のスケジュールといふことでは、29年度中に実態把握を行って、会計年度任用

職員の任用や勤務条件等の検討に入り、庁内関係機関、パート職員を採用する課や職員団体等々との協議を経て、30年度にはこれらの任用や勤務条件等を設定したいというふうに考えております。

並行して、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保に向けた検討も行い、会計年度任用職員制度に移行する必要があるということでもあります。実際には、日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の改正を行いますので、平成31年度、議会にお諮りをするという事になるかと思っております。

そして、フルタイムをパート化し退職手当を抑えるのでは、そういう懸念も考えられるがという質問の内容でありましたけれども、適正な人員配置に努めるようにということが大前提であるというふうに考えておりますので、その雇用に当たっての適正な人員配置には努めなければなりませんけれども、それをもってフルタイム等パート化するということの判断は出てくるかもしれませんが、パート化ありきということではありませんので、その必要性を十分吟味した上で労働条件の改善につながるよう努めてまいりたいというふうにお答えをして、橋井議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。

お答えいただきました。まず、質問の順序として、ひえづ物産、そして負担金、補助金、それから、先ほどお答えいただいた非常勤職員ということでありまして、ちょっと順序変えさせていただいて、ひえづ物産や補助金の部分は金額面やそれなりのハードの部分で論じる点が多いので、この部分についてはちょっと後回しにさせていただいて、この今の改正自治法の話の先にさせていただきたいなど。

この部分については先の見えない話といえますか、今後の計画に対する視点の部分でしかありませんので、これはやはり方向づけだとかその辺の部分で語るしかないなというふうに思っています。それで、私もよくこの中身を理解してるものでもありませんので、しかしながら直接やはり職員さんと対峙される村長なりこちらの課長なりは、ここの部分は大変苦労されるし、頭の痛い部分じゃないかなというふうに思うところでもあります。その部分で、会計年度職員という先ほどお言葉にされまして、要するに一つの年度の中のくくりとして、その職員配置をどう考えていくかなということがこれからの方向の中で重要なことというふうにお伺いをしたんですけども、全部が全部会計年度じゃ困難という方も中には出てくるんじゃないかなというふうに思いますけども、その辺はどういう手法でされるのかなと思っております。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

現在、非常勤職員と臨時職員、フルタイムの臨時職員とパートタイムということで村にはおりますけども、厳格化ということで、まず臨時的任用職員については基本的に正規職員の休んだというか、いなくなったところの補充というのがこれからの考え方になるということでありまして、今回のこの会計年度任用職員につきましては、フルタイムとパートタイムの2種類がありますので、今までの非常勤それから臨時職員の中で、会計年度職員のフルタイムとパートに分けていくというような形になってくると思います。今までは非常勤は報酬で、それから臨時職員は賃金ということでありましたが、このフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、フルタイムについては給与と旅費、その他時間外などの手当が出るということでありまして、期末手当も出るということになります。それから、パートタイムの職員につきましては報酬と費用弁償と、それから期末手当というような形になりまして、そういう仕分けをしていかないといけないということで、1年間という会計年度のところで、あとは人事評価なりそういう評価をしながら、また採用するときに検討して、つなぐ方はないでいくというような形になっていきますので、今おられる方をそういう振り分けをしていくというのが今後の作業になるかなというぐあいに思っておりますので、それが3年間ということですが、先ほど言われたように期間の短い中で、まずその調査を今年度中にするというので、これはうちだけではなくて全国的な動きということになりますので、詳しい内容についてはまだ説明会が1回しか行われてませんので、まだまだ私たちも詳しいところまでわからない部分がありますけれども、その辺十分協議しながら進めていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） おおよその外郭といいますか、くくり方というのは理解できました。特に、きょうのこの私質問させていただいておるのを、テレビ見られてる職員さんやら聞いておられる職員さんとか、臨職さん、多分いっぱいおられて、その辺では何をこの人が言うのかなということは言われてる方もありましようけども、先ほどの今の給与形態ということになっていきますと、これは一つのまた、先ほど村長が言われたとおり、やはり条例の改正なり、その形態というものをそこはなってくる必要があるなど。そうしますと、もともとの職員さんとの絡みも出てくるわけですから、その辺での職員の組合との関係といいますか、その辺での今の前段まだ始まっているのかないのかわかりませんが、その辺のお話というのはされておられるのかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） まだ詳しい内容については職員団体と協議してはおりません。まだ詳しい内容について職員も知っていない部分もあると思いますので、今後まず総務課のほうで人事担当とその辺を協議しながら、また職員のほうにも周知しながら、なおかつ職員団体と協議をしていくということになると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 組合等の部分はまだ、これはあくまでもこないだ出されていきなりの質問を私もするのちょっと余りよろしくないなとは思いますが、今後の方向づけをやはり未然にするためにも一度伺って、村の方向性なり人事の扱い方というのは今後きちっとやっていただきたいということでありますので質問させていただいて、今後はさらに取り組みの方向づけをされた段階でまた教えていただきたいというふうに思います。この3点目の質問については以上で終わりたいと思います。

ここまでで半分の時間費やしましたので、次に移りたいと思います。次、じゃあ1番目のひえづ物産についての件であります。ひえづ物産、先ほども質問させていただいたとおり、やはりテナントがあくということは、不動産収益がここで落ちてまいりますので大変な打撃であるというふうに思っております。過去、私もこの中の理事に出ておった経緯もありますので、やはり店舗があいたときの対処法で、テナントのやはりテナント料を安くしたり、それと共益費を無償にしたというのをやった経緯がたしかあったと思います。これが平成24年の役員会の資料をちょっと持ってきましてけれども、なかなか難しいなということがあった年でもこれありましたので、共益費をなしにして、それから賃料1万1,300円パー月ですから、1万1,000円、これ坪ですよね。これ1カ月1万1,300円を賃料を1万円に減額しますよということを、まず当面の打開策としてこれはやりました。それから、今この年になってからですから、さらに1店舗抜けたということでありまして、この辺についての収益はやはり減少してるということもですけども、特に昨年度と比較してどれくらいやっぱりこれ1店舗抜けると落ちるのかということの概算でもいいですのでわかりませんか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほど言われましたように、1坪1万円ということでスタートして1万1,300円まで上がりましたが、その24年に賃料の引き下げということで1万円になりました。それから、共益費につきましては24年に、一応27年9月まで半額ということで、27年10月から全額免除ということになっております。26年には、現在おられるところがそ

の抜けられたところの半分を利用されて、15坪ほど利用されて動かれましたので、26年は売り上げが上がっております。ただ、今回1店舗下がりましたので、これが約20坪ぐらいの坪数ですので、坪単価1万円ですので20万と、それが年間ということで240万ということで、これが29年度は下がるということになります。ですから、赤字になるということは目に見えてるということでもありますけども、現在松江のほうのテナントと調整中ですので、早くそれが決まれば少しでも赤が少なくなってくるんじゃないかなということで一生懸命交渉しているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。済みません。失礼しました。

結局暗い話ばかりしてはいけませんので、ありがたいのはやはりもうけるように私たちも努力せないけませんので、確かに1店舗の固有名詞、私出してもいいと思いますけれども、山芳水産があそこの部分で食堂を経営されて、あそこもともと休憩場所だったところなんですけど、あの面積ですごく、要するにあそこの新鮮市場というものを、あそこに行けばおいしい丼を食べれるというのですごく貢献度って高いんですよ。ですから、もっとああいうのができればいいなと僕も思ってますので、空き店舗があるあるということで、後ろ向きのそれをどうするんだみたいな話は、誰でもそりゃ責任者出てこいみたいな話したって何もなりませんから。しかしながら、現実的には売り上げはやはり下がっていく。でもそのかわり、この決算といいますか、そこを見てきた場合に、通常決算期の部分でいきますと、この地代の部分が今まで要するにイオンの約445万円、それから村の公社分の300万ということで、今期は564万円ぐらいに減ってるんですよ、違いますか。今期の分はたしか減ってたと思います。ですよ、774万が564万円。それでこれ、普通なら公社の分300万引いたとしても400何ぼなんだけども、これ何なのかな。ちょっとまずそこ。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今、地代のことを言っておられると思うんですけど564万円ということで、イオンは440万で、土地開発公社の部分については、28年度が最後でしたけども16分の1で一応120万ということで564万円ということです。

○議員（7番 橋井 満義君） なるほど、残金分ですね。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） ということで今、課長に確認しましたところ、結局公社にもう返納金が全て完済をしたということで、これめでたく償還されたということでもあります。本当いつ

これできるのかなというふうに当初は懸念をしとったところですけど、ここまでやはり一つは日の目を見たということで、これは評価をしたいというふうに思います。

それで、この600万がありますよね、借入額の。毎年600万ずつ返してますよね。返済が2,650万だったのが、今回600万返済で2,050万になってますよね。そうしていきますと、通常600万ずつこれ返済をしておりましたので、そうしていくと次が何ぼですか、3年ぐらいかな、あと。そうすると3年であとちょっとはしたといいますか、残金がちょんぼし残っていると。約3年ほどであとはいけるなということで、要するに公社分が終わり、そして借り入れの償還が終わるといふことで、今の新鮮市場の一つの転換期もやはり迎えてくる。それで今、それはそれとして、やはり何とか存続をしてきちっとしていかなきゃいけない。そのためには売り上げを復元をさせていくという観点なんですけども。それで、テナントの見込みがちょっとあるのかどうかを先に聞いていたほうがいいですね。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） よく数字を見ていただいておりますが、29年の3月に前年の決算で長期借入金で2,050万になりました。1億4,000万でスタートしたのかな、2,050万になりました。それから、解体費の引当金を540万ためております。これあんまりがいなことないなと思ってますけども。開業以来、当初は4年間連続で赤字でございました。それ以降、黒字になっておるといふことでございまして、繰越利益の剰余金が3,080万ほどございます。資本金が1,000万ありますので、心配のないところまでできましたので、このものをこれからどうやっていくのかということを検討しながらやっていかなければならないというふうに思っています。

入店の見込みということでありまして、1社協議をしておるといふことを申し上げましたけれども、向こう側の答えが出るのは恐らく年末になるのかなというふうに、今交渉の状況からすると、向こうもさっきありましたように、昼の昼食などは非常に盛況をしておりますけれども、一方ではあいておるといふことでもありますので、向こうも入るに当たって提案をいたしましたので、入るに当たっての見込みを立てるための調査をしていらっしゃるということで、その辺まで様子を見ながら出ていただくのか、本人さんが出られるのか出られないのかという結論を出したい、そういうことでもありますので、そのような協議をしておるといふところで、入店の見込みというわけにはなりませんけれども、そういうことだということでの答えをさせていただいて、一つのものではいけませんので、それがいけんということならもう一つを考えないけんということでもありますので、そのようなことでテナントの今やっていただいている皆さんにはそのような議論をしておるといふところでもあります。で、申し上げましたのは、先ほどと重なりますけれども、

この当初のひえづ物産の新鮮市場の役割というのを、改めて次に向かって考えなければならない時期に来ておるといふことで申し上げさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。

今、村長の取り組みに対する姿勢を伺ひまして、それはごもつともなことでありますので、これからまた努力をお願いをしたいといふふうに思ひます。

それで、この今期も含めてだとあと2年、3年ほどですね、やっぱり辛抱の時期はやってくるなと思ふところですが、このひえづ物産の、例えばこれ株式会社ひえづ物産ですから、これ株式で現在発行済み株が200株で、発行可能株数が800株ですからまだあるわけで、増資株の云々といふことの云々を持って、投資家を募るといふことはいけませんけども、その辺でやはり協力なり云々といふことを、まだ余力のある株式会社ひえづ物産じゃないかなと思ふんで、その辺についてこれから、ちょっとこの辺も一つの余地はあるなと思ふところなんですけど、いかならうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 株式会社ひえづ物産といへども、当初は株を有してらっしゃるいわゆる株主が村も含めて3者でございましたので、それは確實なところを株主になっていただけておったといふことなんですけども、途中利益の出ている段階でこの2者に対しては株を買い取らせてもらいました、配当を払って。日吉津村の一人株主になりました。それは、何でそんなことをしたのかといふことでは、よその事例で、また指導もいただきましたけれども、そういう道の方に指導もいただきましたけれども、株式を分散をすればするほどなかなか会社運営が難しくなるということがありましたので、村としてイオンを誘致するために設置した新鮮市場ですので、言われればそういうことかな、株主が分散をして株主総会が開けんようなことをしてもいけんといふようなこともあったので、当然村として最大の議決権を持つ、半分以上は持たないけんといふ前提の中でそういうことをして一人株主にしてあります。

橋井議員さんの、いわゆる増資の可能性はあるのではないかといふことでありますけれども、先ほど申し上げましたように、一定の年限を経過しましたので設備投資をするための増資はあり得るかなといふ、今後の方向としてですね、それはあるなといふことで考えますが、それはできるだけ株主を分散させない方向も、先ほど言ったとおりでありますけれども、そのようなことでの必要性は当然今あの店には出ておるといふふうに、経過年数からするとそういうことはあるといふふうに考えます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。一つの私も考える意見を述べさせていただいて、それに村長がその中でそしゃくをいただいたということは評価をしたいし、今後の対応としてもまた考えていただきたいというふうに思います。

それで、最後のほうになりますけども、この件については今、新鮮市場のあそこに行ってみますと、なかなか入る瞬間のドアのところまでがあれがグリーンの時間帯のもので、中に緑の菜っぱ類がありますので保護色になっとなって、いつ時間がやっとなるの、定休日は、全くちょっと中の八百屋さんを云々いうとちょっといけませんので、なかなかわかりにくい。それで肉屋さんのほうにもう一つあるんで、あそこにもあるんですよ、実は。だけでもちょっと遠目から見ても、よそから来られた人がぱっと見て、ここの店やってんだらうか、来たらもう水曜日、行ってみたら、あれ、何か真っ暗だみたいなこと、やはり期待を裏切っちゃいけないということが一つ思っていて、実は盆のあところに私、親戚やら云々の人も帰ってこられましたが、あそこは閉まってますが、いつまでやっちゅうますかいうて聞かれて、そのこともあったもんですから、できるだけもう少しわかりやすい看板なり云々は、これ一つの店舗の顔ですから、これは検討をいただきたいし、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いをしときたいと思います。

それと、今の現状を考えてみますと、やはり鮮魚店の閉店時間が、2店舗入ってるんですけどもやめる時間がばらばらで、中の若いお兄ちゃんに、売り場のお兄ちゃんに聞いてみましたら、やはりもう、何と橋井さん、そら5時から先はもうそうお客さん来られませんし売れませんわ、早くもう閉めたいんですよ、おまけですわ、実は、というような見解です。それで5時ちょっと過ぎたらぼろぼろっと片づけられて5時半。6時半の営業時間なんてあれ絵に描いた餅になってんですよ。それ片やもう一つの店舗は総菜を持っておられますから、それをさばきたいというのでぎりぎりまで辛抱されて、丸物のお魚は冷蔵庫のほうに移動してるというので、要するに片側の野菜屋さん、片側のお肉屋さん、その間は真っ暗なんていうことはないんですけど、閑散とした通路をって右と左と。あの店舗の形態って一番悪いパターンですよ。昔の西部生協が潰れる前と一緒にすわ。人が暗いところでうろうろしません。

それともう一つは、今の井の話は一つ私、褒めさせていただきましたけども、まずお客さんの客だまりの自由になるスペースがあれをやることによって一つなくなったんです。それは、スーパーのレジ打ちの前でお客さんがレジを行列をして並ぶ、あの前に何でガムやチョコレートやあれがあるかわかります。暇なでもないんですよ。目をそこにさらすことによって、要するに販売行動がそこで一つでも二つでもあるからです。だからあそこで自動販売機があったとき、お客さ

ん何見てたかっていったら、魚を買う人をきょろきょろきょろきょろ見ながら、あ、あそこにサンマがあったんだ、じゃあ行って帰りに買おうかなと。要するに、その販売行動を助長するパーツがあそこ今なくなっちゃったんです。でもそれは店舗を管理をされてオーガナイザーで全体のコーディネートをする、やはりひえづ物産の責任も私はそこにあると思ってます。ですから、その辺は今後テナントも入れてこなくてははいけませんけども、その辺は再度味つけの部分はお考えをいただきたいというふうに思います。これは村長の一言があればいいですけども、その辺でやめといたほうがよろこびますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 貴重な御意見ありがとうございました。それから、あそこのお客さんの消費の動向が、17年を経過してみるとやっぱりかなり違ったなという気がしておりますので、営業する側もテナントさんもそこを敏感に受け入れて、対応をしていかなければならないということで、ただいま橋井議員からいただきました御意見については検討をしてみたいというふうに思います。あの潰れた会社とはあんまり一緒にしないで頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） ということで、この新鮮市場についてはますます御精励いただきますように、よろしくをお願いします。

そうしますと、次、2点目でありました負担金並びに補助金ということでございます。これは、今回、平成28年度の決算審査を会期中にするということでありまして、あと10分ですね、高田総務課長には昨年指摘をさせていただいた部分を、今年度の資料にはきちっとしていただいたことはまずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。やはり速やかにこうしていただければ私たちもわかりやすいですし、ありがたいです。それでこれはどういうふうになったのかということ、村民の皆さんや有権者の方に御報告もきちっとさせていただきやすいということでもあります。

それで、あと中身のほうについてのことを通告でいたしております。まず、この補助金の中でさまざまな団体があったりするわけですけども、補助金はこの条例の中で村補助金等交付規則というのがこれは定められておりまして、この補助金はいかなる状況のものに対して補助をしていくんだということの規定をここで設けておられます。それで、ここの条例の中の最後には、どういう状況で判断をしてこれがなっておるのかというのは村長が別に定めるとなっておりまして、これはどこにも出てまいりませんので、課長にこれはどういうことであるのかなということの前

もって資料を提供いただきました。これは要するに補助基準表というものがあります。この中読んでまいりますとちょっと時間がなくなってしまうので、その中でも特に、この時代が時代だったもんですからそれは私もよくわかっております。飲食代、弁当、ジュースと口に入るもの、これらは除外ということが一番大きなものであったわけです。誰しものがやはり当たり前のようにしていたということでありました。しかしながら、この各事業によっては、これらを必然的に伴うものもあるのではないかなとかいうふうに思うことが一つはありまして、全てが全てということの寸借で村長も思っておられることではない。それらの点については、現状の中でそういう団体だとか云々からのお話等があったということはお聞きになられませんか。補助金の、例えば返還の状況であったりとか、そのときに。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 団体の中では食料っていうのが基本的にはないんですけども、例えばそういう交流会を持って、その集まりをするのでその食料分については出していただけないかという御相談はあって、一応審査会にもかけたりして、今のところはまだ許可っていう形にはなっておりませんが、そういう団体の御相談あれば審査会等でも検討しながら進めていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。審査会にということで、審査会の方々も大きな責任を課せられたわけですね。審査会は、公募が2名、学識3名、総務課長1名の計6名。それで過半数の出席をもってこの会は成立するとなっております。ちなみにこの開催というのは、1年間にどれぐらいやって何月にこれされて、この論議をされとるんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 例えば、29年度に向けては28年の12月に、それまでに各団体から計画を出していただいて、その計画について12月に審査をしていただきます。それをもって予算化をするということでありまして。29年度中に進んでいきますので、28年度の、前年度の決算が出た6月が終わってから7月に、今度は前年度の決算についての審査を行って、それを含めてまた12月の計画とあわせていくということで、一応基本は年2回をさせていただいております。ただ、先ほどのそういう相談があったときに、特別にということで集まっていたくともあろうかと思っておりますが、現在は年2回ということで進めております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 補助金審査会ということで、補助金審査会にその提出された内容

がどこまで云々なのかということまでは論じたくありませんけども、基本的にやはり行政からの資料に基づいてそれを審査をされてるということで、それで大まかな事業の内容のつかみということは多分理解をされてると思いますけども、それはそれとして、その機能を果たしてやはりいただかなくてはなりませんし、それと一つ、ちょっと確認の意味で、時間もありませんので、この補助金基準表の中に、飲食代の前に原則とついてるのが2カ所あるんです。政策的補助金と委託的補助金の前には、ほかの補助金の部分には飲食代とは書いてありますけど、前に原則となっています。これはこの原則というのは特例があるやに見てとれますが、それはいかなるものでしょうか。別段これで突っ込むわけじゃないですから。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 基本的には飲食は認めてませんけども、多分15年の補助金の改正というかそのときに、委託的なもの、要はこちらから委託するようなものとか、村が政策的にするような団体への補助金については、原則という言い方がついてたんじゃないかなというぐあいに思っておりますけども、現在はそういう飲食代は認めておりません。原則となっておりますけども、認めてないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） ここだけ原則がついておれば全部頭に原則でもつけて、その辺は村長の裁量なりで、私はある程度はできるような部分は勘案されたいと思います。といいますのが、あんまりほじくったような話しますと嫌らしくなっちゃいますけども、例えば糖尿病食の講習会だとか、食生活料理講習会、これは村の事業をやる部分では材料費も何も出てますよ。それは例えば極端な話、小学校の牛乳は助成なんですよ。牛乳費補助じゃないですよ、牛乳費助成。要するに、健康増進のため、病気にならない食事をするためにはこうだ、でもこの補助を出してる団体の中で、私、国際交流のメンバーだからあえて言わせてもらいたい。外国人との方の交流をするために努力をしてる交流会で、フィリピンのお方に来ていただいてそこをやった。けども食事の材料費はできません。それで500円取りました。それは一例であって、それを突っ込んで話はしたくありません。でも、さまざまなことがありますから、その辺は時代の趨勢に合わせて、私は再度そこは検討していただきたいというのが、大きな私の希望であり意見なんです。その辺についてはどうでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 食生活については委託料ということで出ております。ちょっとこの組織的運営補助金とはちょっと違いますのでそういうことなんですけども、さっき国際交流と

いうことでありましたけども、そういう御意見があったということでまた審査会のほうで協議をさせていただきたいと。確かにもう15年ぐらいもたちますので、この補助基準についても見直しが必要な部分については見直しをしていくことも必要かなというぐあいに思いますので、そういう御意見があったということで、一応協議をさせていただきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 残り時間もうあと1分ちょっとです。きょう私、久しぶりに平成14年の補助金の一覧表がありまして持ってきましたわ。この当時なんかね、やめとくかな、これは。まあいいですわ。いろいろこの当時はこの当時の事情があったわけで、いろいろその中身をこれを二口に分けたり云々ということがせざるを得なかったということもありますし、昔の公民館活動もあったのがもう何かどっかに行っちゃったみたいなこともありますし、その辺はあるわけで、一つは、最後に私は今のこの平成29年になって、これらの補助金の支出のスタイルがその時代の趨勢に合ってるのか、それは再度私は課の中でも全部集まって一度協議をしていただいて、本当この補助金の出し方がいいのか、中身はこういう、基準表のこの1枚物で本当がいいのかということ、私は少し精査をする必要があるんじゃないかなということ、を常々思っていましたので、その辺は前向きに検討していただきたいなというふうに思います。その辺の最後意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたように、そういう御意見があったということで、行革の担当職員の会もありますので、そういうのも含めて検討してみたいと思います。以上です。

○議員（7番 橋井 満義君） よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で、橋井満義議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、来週月曜日、9月11日9時から議案質疑を行いますので、議場に御参集ください。御苦労さまでした。

午後0時16分散会
